

公 表 第 6 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成24年5月23日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	田 中 多 門
久留米市監査委員	青 柳 雅 博

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課等内訳	期間
健康福祉部	総務、地域福祉課、健康保険課、医療・年金課、障害者福祉課、長寿支援課、介護保険課、生活支援第1課及び生活支援第2課、保健所総務医薬課、保健所衛生対策課、保健所保健予防課、保健所健康推進課	平成24年 2月 6日 ～ 3月30日
秘書室		平成24年 2月14日 ～ 3月30日
出納室		平成24年 2月14日 ～ 3月30日
議会事務局	総務課、議事調査課	平成24年 2月14日 ～ 3月30日
選挙管理委員会事務局		平成24年 2月14日 ～ 3月30日
公平委員会事務局		平成24年 2月14日 ～ 3月30日
農業委員会事務局		平成24年 2月14日 ～ 3月30日

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成23年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

事務監査

〔健康福祉部〕

診療時間外の急患医療協力事業に対する「急患医療協力事業補助金」は、同じ医師会の構成地域にあった合併前の旧二町と他の関係二市町とが人口按分により補助してきたものを、合併後においても、当該地域の市民の初期救急医療体制を充実させるためとして、久留米市が引き継いで交付しているものである。

しかるに、本市においては、初期救急医療体制としての整備状況などを理由に、当該地域における急患医療協力事業についての広報等が積極的には行われず、救急医療という安全安心な市民生活に直接関わるサービスにおいて最も必要となる基本的な情報の提供が十分とはいえない状況にあるので、補助事業の目的である“医療体制の充実”が図られるよう、改めて課題を整理して、関係自治体や当該医師会との協議を行い、より適正な補助事業となるよう努められたい。

〔農業委員会事務局〕

農業委員の定数や選挙区のあり方については、農業委員自らによる研究部会における検討を経て、長年の懸案課題であった選挙による委員の定数削減が図られている。今後は、旧市地域の3選挙区の一本化に向けて、検討を進めるとのことであるが、合併前の地域区分に基づく選挙区や、組織規模については、その必要性や有用性を、更に検証していく余地があると思われるので、現在の方針に基づき様々な視点からの検討を行い、一層の見直しに努められたい。

〔選挙管理委員会事務局〕

本市選挙管理委員会事務局は、県内26市の選挙管理委員会で組織する任意団体の事務局として、当該団体の活動に係る会計事務などを行っているが、経費の収入及び支出についての複数の決裁文書における不備など、適正さに欠ける事務処理が見られる。

任意団体であるとはいえ、基本的には公金から支出された負担金を主たる財源として運営されているものであり、厳正な取扱いが求められるため、その事務処理に遺漏のないよう改められたい。

財務監査

〔臨時職員賃金支給事務〕

臨時職員の賃金について、週休日に出勤した際の通勤手当相当分が支給されていないものがある。

《追給済》（選挙管理委員会）

〔契約事務〕

- 1 見積書の提出の際に添付された委任状に、委任元の業者の押印がないものがある。（健康福祉部）
- 2 内容からすれば、書面を作成して個人情報の取扱いについても明記しておく必要があると思われる契約でありながら、契約書又は請書さえ作成されていないものがある。（健康福祉部）
- 3 業務委託契約書に仕様書等が一体化されず、委託業務の内容が明示された書面となっていないものがある。（健康福祉部）

- 4 契約の相手方が決定した日の翌日から6日以内に契約を締結しなければならないと本市契約事務規則に規定されているが、特段の理由もなく、締結が遅れているものがある。(健康福祉部)
- 5 「法令に違反した業務を行い又は過失によって久留米市若しくは第三者に損害を及ぼしたとき」を損害賠償の要件と規定して、一般的には当該要件に含まれる「故意」の語句が漏れているような条項や、「業者又は第三者に損害が発生した場合に、業者に過失がない場合は久留米市において賠償し業者には負担させない」と規定して、過失がない場合にまで本市が賠償責任を負うことになるような条項を、十分な認識がないまま契約書中に設けている契約があるが、それらの条項は、業者の損害賠償責任の範囲を民法の規定よりも狭め、市として不利益をこうむる可能性があるため、契約書の内容については十分確認の上、契約を締結するよう努めること。(健康福祉部)
- 6 契約書中に「久留米市または業者は、相手方から故意または重大な過失による損害を被った場合は、その賠償を請求することができる」と規定しているものがあるが、特に認識することなく、損害賠償の要件を「重大な過失」までに限ることは、業者の損害賠償責任の範囲を民法の規定よりも狭め、市にとって不利な契約となる可能性があるため、契約書の内容を十分確認の上、契約を締結するよう努めること。(健康福祉部)
- 7 本市暴力団排除条例の規定に基づく措置として、業務委託等の契約においては暴力団排除条項を記した誓約書の提出を求めることとなっているが、提出がないまま契約が締結されているものがある。(健康福祉部)
- 8 契約書において、委託業務の処理に関して発生した損害を補填するために業者が加入するとされている損害保険に関し、加入の有無についての選挙管理委員会による確認が行われていないものがある。(選挙管理委員会事務局)

〔物品管理事務〕

当課においては、インフルエンザの全国的流行拡大や汎地球的流行拡大などを予防し、あるいはそれらに対処するために、感染症緊急対策資材(物品や消耗品)を備蓄し、一定の管理方法がとられている。

しかしながら、たとえば、それらの物品にかかる使用、補充、廃棄等の具体的な管理事務の方法及び所管者等々に関する明確なルールや手順を明文化したものは、いまだ完備されるに至っていない。また、現物の保管及び管理方法等についても検討、改善の余地があると思われる。

さらに、消耗品の調達や物品の管理などの事務処理に係る一般的な規定等の運用により、平時には一応の管理はできるものと考えられるが、緊急対策資材(物品)であるからには、危急時までを想定した対応が可能となるような管理方法を定め、急迫したときにも速やかな資材等の管理運用ができるよう、整備しておく必要があると思われるので、検討されたい。(健康福祉部)